

第2号様式

令和3年度第1回・第2回・第3回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	令和4年6月20日(月) 13:30~15:00 法務省共用会議室3(大臣官房施設課旧入札室)	
委員	只木 誠 (大学教授) ※委員長 黒澤 正明 (公益社団法人監事) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	第1回 令和2年12月1日から令和3年3月31日まで	
抽出案件	総件数 199件	(備考)
工 事	一般競争	123件
	標準指名競争	0件
業 務	随意契約	42件
	簡易公募型プロポーザル方式	0件
業 務	一般競争	12件
	簡易公募型競争	3件
業 務	標準指名競争	0件
	随意契約	19件
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 具申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

開催日時及び場所	同上	
委員	同上	
審議対象期間	第2回 令和3年4月1日から令和3年7月31日まで	
抽出案件	総件数 146件	(備考)
工 一 般 競 争	111件	
標 準 指 名 競 争	0件	
事 随 意 契 約	20件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
業 一 般 競 争	9件	
簡易公募型競争	1件	
務 標 準 指 名 競 争	0件	
随 意 契 約	5件	
	意見・質問	
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
	具申又は勧告	回 答
委員会による意見 具申又は勧告の内容	なし	なし

開催日時及び場所	同上	
委員	同上	
審議対象期間	第3回 令和3年8月1日から令和3年11月30日まで	
抽出案件	総件数 172件	(備考)
工 一 般 競 争	136件	
標 準 指 名 競 争	0件	
事 随 意 契 約	17件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
業 一 般 競 争	11件	
簡易公募型競争	0件	
務 標 準 指 名 競 争	0件	
随 意 契 約	8件	
	意見・質問	
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
	具申又は勧告	回 答
委員会による意見 具申又は勧告の内容	なし	なし

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度分の委員会を令和4年度に開催するとともに、令和3年度分の第1回、第2回及び第3回の合同開催とした。

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事の発注状況について 意見・質問なし</p>	
<p>2 業務の発注状況について 意見・質問なし</p>	
<p>3 応札者が一者であった契約について 意見・質問なし</p>	
<p>4 指名停止の運用状況について 指名停止等件数の推移を見ると、多い年度と令和3年度のように少ない年度があるが何か理由はあるのか。</p>	<p>談合や独占禁止法違反行為があった年度は関連業者が指名停止となるので件数が多くなる傾向にある。</p>
<p>5 工事抽出案件について (1) 横浜刑務所横須賀刑務支所庁舎事務室等耐震改修工事（第1期） [第1回] 現地発注案件と本省発注案件の明確な切り分け基準はあるのか。 総合評価は本省だけが実施しているのか。 (2) 大阪拘置所新営（建築）第2期工事（第10回変更）[第1回] 意見・質問なし</p>	<p>明確な基準はないが、新営工事等の大規模な工事は、本省で設計・積算を行うため、本省発注案件となることが多い。他方、比較的小規模な工事は、現地で設計・積算を行うため、現地発注案件となることが多い。 ただ、本件のように本省で設計・積算を行った案件を現地で発注することもある。 件数は少ないが現地でも実施することはある。本件は工事の内容等から判断し対象としなかったものである。</p>

(3) 東京拘置所旧庁舎保存改修工事

[第2回]

工事が現在も継続している要因は何かあるのか。

大規模な改修工事であると同時に建築年度が昭和4年の建物であり、既存の図面と実際に確認した際に異なっている箇所が複数あること、工事実施途中に業者の職人が新型コロナウイルスにり患し工事が途中でストップしたことが主な要因である。

外国の企業が入札に参加することはあるか。

過去に例はないと思われる。本件はWTO案件であることから、参加することは可能である。

段階選抜で申請者が10者に満たない場合は総合評価はしていないということか。

本件は総合評価対象案件であるので実施している。段階選抜は、申請者が10者以上となった場合に業者と法務省側の事務の繁雑を防止する目的で10者という縛りを設けているものであり、技術提案の評価も実施している。

本件は入札不落となったため不落随契に移行し随意契約を行ったものであるとのことであるが、今回の資料だけでは不落随契であるのかそうではないのか不明瞭であり、誤解が生じる可能性があるのではないか。

御指摘を踏まえ、今後、不落随契に移行し随意契約を行った旨が一見してわかるように資料を工夫することを検討したい。

(4) 中央合同庁舎第6号館消火設備等改修工事 [第3回]

意見・質問なし

6 業務抽出案件について

(1) 新潟刑務所処遇管理棟等新営工事監理業務 [第1回]

過去に法務省の案件で複数の業者から類似した内容の技術提案書が提出されたことがあったと記憶しているが、本件の各業者から提出された技術提案書の内容はそのようなこと

過去の詳細な内容までは不明であるが、本件の各業者から提出された技術提案書の内容が異なるものであったことは確認済みである。

御指摘はごもっともなので、今後も

<p>はなかったのか。 内容が同一であるにもかかわらず 評価点が異なっていたとなると問題 である。</p>	<p>引き続き、そのようなことが生じない ように注視することとする。</p>
<p>(2) 令和3年度東京拘置所敷地調査業 務 [第3回] 応札業者の入札価格にばらつきが 見られ、最低価格と最高価格の差が 約3倍になっているが、積算する上 で解釈の違いが生じる内容であった のかを今後のためにも確認しておい た方がよい。</p>	<p>今後、業者にヒアリングするなど し、情報収集することを検討したい。</p>
<p>7 その他 法務省の工事は変更契約が多いよう に思われる。諸事情も理解できるが、 基本に忠実な入札に取り組んでいただ きたい。</p>	<p>できる限り変更契約を少なくするよ う努力したい。</p>